



平成 25 年 4 月 19 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室  
電話番号 03-5786-3900

## 株主提案に対する当社の考え方に関するお知らせ

今般、当社は、平成 25 年 4 月 5 日付「株主提案権の行使に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社株主であるロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）からの株主提案を受け、その後内部にて検討を行い、本日の取締役会において、当該株主提案に対して反対する旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

当社の第 38 回定時株主総会における会社提案の議案については、今後、当社取締役会におきまして決定し次第、改めて開示してまいります。

### 記

#### 1. 提案株主名

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町 3 番 36 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

#### 2. 株主提案と当社グループの抱える裁判の関連性について

平成 25 年 4 月 5 日付「株主提案権の行使に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、ロイヤル観光社には、当社及び当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）と係争しております株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）の「オーナー的立場にあるもの」と別訴（東京地方裁判所平成 23 年（ワ）第 17793 号根抵当権移転登記抹消登記等請求事件）において本人自身が陳述している人物が取締役に就任しております。

そのため当社は、ロイヤル観光社とケプラム社は極めて近い関係にあると考えております。

#### 3. 株主提案及び当社取締役会の反対意見

以下の「提出する議案 1 取締役 4 名選任の件」、「提出する議案 2 監査役 1 名解任の件」及び「提出する議案 3 監査役 2 名選任の件」につきましては、ロイヤル観光社から提出された「議案提出権の行使に関する書面」の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

##### (1) 「提出する議案 1 取締役 4 名選任の件」及び当社取締役会の反対意見

###### ア 議案の要綱

江口修司氏、吉岡公和氏、吉村浩太郎氏、及び白石孝誼氏の 4 名を貴社取締役に選任する。

なお、各取締役候補者からは、すべて貴社取締役就任の内諾を得ております。

また、各取締役候補者と貴社の間には特別の利害関係はありません。

イ 候補者の略歴等

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・貴社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する貴社の株式数
1	江口 修司 昭和34年7月30日生	平成11年12月	日興証券株式会社退社 イー・トレード証券株式会社入社	0
		平成17年12月	USS証券株式会社入社	
2	吉岡 公和 昭和34年1月14日生	平成13年6月	株式会社イチヤ取締役就任	0
		平成16年2月	株式会社イチヤ代表取締役就任	
		平成21年3月	株式会社イチヤ退社	
		平成21年6月	デザインエクステンジ株式会社取締役就任	
		平成23年3月	デザインエクステンジ株式会社退社	
		平成24年4月	株式会社ケイラ執行役員就任	
3	吉村 浩太郎 昭和52年5月22日生	平成22年12月	株式会社船カンショートコース入社	16万6000
		平成24年12月	株式会社船カンショートコース退社	
		平成25年1月	有限会社NAC取締役就任	
4	白石 孝諄 昭和19年8月16日生	平成18年11月	白石都市開発株式会社代表取締役就任	0
		平成19年6月	オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社常勤監査役就任 みらい建設工業株式会社特別顧問就任	
		平成20年4月	株式会社大盛工業特別顧問就任	
		平成20年9月	みらい建設工業株式会社特別顧問退任	
		平成20年10月	ウィープロジェクト株式会社代表取締役就任	
		平成22年6月	オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社常勤監査役退任	
		平成23年3月	株式会社大盛工業特別顧問退任	

ウ 提案理由

貴社の従来取締役らは、貴社と貴社すべての株主の利益を最大化するという取締役としての義務を忘れ、貴社と貴社すべての株主の利益よりも一部少数株主の利益を優先する恣意的な経営に終始し、そこにはコンプライアンス重視の基本など全く顧みられていません。

また、業務推進においても、貴社の営業利益・経常利益を最大化するための努力を怠り、貴社財産である伊豆シャボテン公園等のレジャー施設から自然に上がるキャッシュフローを浪費しているだけであります。

さらに、その伊豆シャボテン公園等の不動産のほとんどを競売申し立てされており、貴社唯一の収益源であるレジャー部門の存続が重大な危機にさらされているにもかかわらず、忠実義務に違反し、何ら有効な手段を講じていません。

たしかに、単純に当該不動産に付された抵当権が無効であるとの裁判を起こしてはいるものの、このままでは間もなく競売が完了してしまい、貴社の存続も上場の維持も不可能とな

り、すべての株主の利益を大きく損なってしまうことなどの事態を招きます。

貴社の従来取締役らは、自己又は第三者の利益を追求することに汲々としており、忠実義務に違反し、会社及び株主の利益を顧みておりません。

そこで、貴社取締役を一新し、貴社と貴社すべての株主の利益のために全力で邁進しとりわけ火急の課題であるレジャー部門の存続のために全力で取り組める取締役の選任を提案する次第です。

江口修司氏は、長く証券業務に従事しており、貴社の業務全般とりわけ貴社の証券市場における評価と株主への情報発信体制を目覚ましく改善させるものと思料します。

吉岡公和氏は、以前同じJASDAQ上場企業の代表取締役を務めたことがあり、社内管理およびコンプライアンス体制の確立に適任と思料します。

また、吉村浩太郎氏は、ゴルフ場経営の経験が豊富で、貴社のレジャー部門を含む営業全般において収益を拡大させるものと思料します。

貴社の従来取締役らや今後貴社が推薦する取締役らでは、このままなすすべもなく競売が完了してしまい、レジャー部門だけでなく貴社の存続が重大な危機に陥ってしまうこととなります。

そこで、江口修司氏および吉村浩太郎氏が、有する練達な交渉能力を活かし、競売申立て会社と建設的な話し合いを通じ、貴社の存続および上場維持の可能性を大きくするものであります。

白石孝誼氏は社外取締役候補であります。白石氏は、以前貴社の常勤監査役を務めていたことがありますが、現在は全く貴社及び貴社株主から独立しており、貴社のコンプライアンス問題の解決およびガバナンス体制の確立のため、有効なアドバイスを期待するものであります。

また、白石氏は、大阪証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、貴社取締役会への十分な出席も見込めます。

貴社の定款上の取締役定数は7名ですが、貴社側の推薦する取締役は上記理由からすべて否認します。

ただし、高木章氏につきましては、一部の少数株主に影響されている可能性が希薄であるため、仮に高木章氏が取締役候補として推薦されるのであれば、あえて否認しないことを申し添えます。

#### ◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

提案理由には、①業務執行を通じた株主利益の最大化、②係争に係る対応策に関し、取締役らが忠実義務違反している旨の指摘がありますが、そのような事実は全くありません。かかる誤った事実認識を前提としているため、それに基づく取締役4名選任の議案も妥当性を欠くものと考えます。

##### ① 業務執行を通じた株主利益の最大化

当社グループ各社の取締役会では、経営判断の原則に基づき、社外監査役を含めて自由かつ活発な議論を行ったうえで、株主利益の最大化のため経営判断を行っております。

具体的には、選択と集中による事業の整理・再編を推し進め、平成23年5月25日付で子会社でありました株式会社ISRサービスセンターを譲渡し、また平成23年6月30日付で持分法適用関連会社でありましたホスピタルパートナーズ株式会社を譲渡し、レジャー事業を主力とする事業ポートフォリオの組み換えを図りました。また現在の主力事業であるレジャー事業については、さらなる経営効率化を図るためにSPR社の経営改革を実施し、平成22年9月30日に毎年5,000万円近い赤字を流出しておりました山手スピチュラルホテルの閉館、平成

22年8月31日に不採算事業となっておりました人間国宝美術館の閉館、費用対効果の合わない広告宣伝費の削減、外注業者の選別による経費削減並びに伊豆シャボテン公園のパークキャスト業務の内製化等外注業務の内製化の実施、業務効率化によるシフトの見直しと雨天時並びにパート・アルバイトの労務管理の徹底、飼育費の経費削減などを実施し、年間約1億円の経費削減を達成いたしました。売上向上策につきましても、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災以後に伊豆半島への旅行客が減少する中、平成24年11月1日から平成25年4月7日まで伊豆シャボテン公園において「元祖カピバラの露天風呂30周年」イベントを実施したり、平成25年1月及び2月に伊豆四季の花公園において「日本一早い城ヶ崎桜まつり」や「2013城ヶ崎梅まつり」を開催したりする等を通じて集客を図り、売上の向上に努めております。

その結果、平成24年3月期決算におきましては、6年ぶりの経常利益の黒字化、6年ぶりの当期純利益の黒字化、また4年ぶりの営業キャッシュフローの黒字化を達成しております。

## ② 係争に係る対応策

当社グループ各社の取締役会では、高度な専門性が求められる事案につきましても、判断の前提として十分な情報収集を行い客観的に分析・検討を加えたうえで、複数の弁護士・公認会計士等外部有識者への意見を聴取するなど手続においてもより一層の適正さを図っております。係争につきましても、適宜、弁護士との打ち合わせを行い、訴訟戦略を立案し、それに基づき対応をしております。

提案理由には、「伊豆シャボテン公園等の不動産のほとんどを競売申し立てされており、貴社唯一の収益源であるレジャー部門の存続が重大な危機にさらされている」、「このままでは間もなく競売が完了してしまい、貴社の存続も上場の維持も不可能となり、すべての株主の利益を大きく損なってしまう」や「貴社の従来取締役らや今後貴社が推薦する取締役らでは、このままなすすべもなく競売が完了してしまい、レジャー部門だけでなく貴社の存続が重大な危機に陥ってしまうこととなります。そこで、江口修司氏および吉村浩太郎氏が、有する練達な交渉能力を活かし、競売申し立て会社と建設的な話し合いを通じ、貴社の存続および上場維持の可能性を大きくするものであります。」と記載があります。「2. 株主提案と当社グループの抱える裁判の関連性について」に記載のとおり、当社はロイヤル観光社とケプラム社は極めて近い関係にあると考えており、このロイヤル観光社とケプラム社の人的関係に鑑みると、ケプラム社が当社グループに対して不当に競売の申し立てなど係争をしているにもかかわらず、ロイヤル観光社があたかも第三者の如く「貴社と貴社すべての株主の利益のために全力で邁進しとりわけ火急の課題であるレジャー部門の存続のため」と称し株主提案する行為そのものが、当社と当社すべての株主の利益、またコンプライアンスの概念から著しく乖離しているものと思料します。

なお、過去における一連のケプラム社との係争にかかる適時開示に記載しておりますとおり、当社グループはケプラム社による一連の全ての係争の不当・不法性が明らかであると認識しています。

## (2) 「提出する議案2 監査役1名解任の件」及び当社取締役会の反対意見

### ア 議案の要綱

監査役梶井伸一氏を解任する。

### イ 提案理由

監査役梶井氏は平成22年6月に社外監査役に就任しています。その就任の経緯からも一部少数株主の意向を強く反映しており、同じく一部少数株主の意向のみを反映する取締役会の監視およびコンプライアンス徹底の観点から、監査役として著しく適性を欠くため解任を提案する次第です。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

前述のとおり株主提案は誤った事実認識を前提としているため、それに基づく監査役1名解任の議案も妥当性を欠くものと考えます。

(3) 「提出する議案3 監査役2名選任の件」及び当社取締役会の反対意見

ア 議案の要綱

高橋幸雄氏、齋藤正和氏の2名を監査役に選任する。

なお、高橋幸雄および齋藤正和両氏からは貴社監査役就任の内諾を得ております。

また、高橋幸雄および齋藤正和両氏と貴社の間に特別の利害関係はありません。

イ 候補者の略歴等

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・貴社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する貴 社の株式数
1	高橋幸雄 昭和18年5月14日生	昭和53年3月 昭和53年5月 平成12年6月 平成17年2月	日本航空株式会社退社 イ・アイ・イー株式会社入社 同社専務取締役及び監査役を経て退社 株式会社船橋カントリー倶楽部 監査役就任	0
2	齋藤正和 昭和26年5月8日生	昭和58年4月 昭和58年4月 昭和62年4月	弁護士登録 松下照雄法律事務所入所 齋藤正和法律事務所開設 同事務所代表(現任)	1000

ウ 推薦の理由

監査体制の強化とコンプライアンスの徹底のため

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

前述のとおり株主提案は誤った事実認識を前提としているため、それに基づく監査役2名選任の議案も妥当性を欠くものと考えます。

以上